

## 【 検査 】

## 394 一般検査（初診時、入院時）の算定について

《令和6年12月27日》

## ○ 取扱い

- ① 初診時の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。
- (1) D000 尿中一般物質定性半定量検査
  - (2) D005「5」末梢血液一般検査
- ② 初診時の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
- (1) D002 尿沈渣(鏡検法)、D002-2 尿沈渣(フローサイトメトリー法)
  - (2) D005「2」網赤血球数(レチクロ)
  - (3) D006「1」出血時間、「2」プロトロンビン時間(P T)、「7」活性化部分トロンボプラスチン時間(A P T T)
  - (4) D006「4」フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量
  - (5) フィブリン・フィブリノゲン分解産物(F D P)<sup>\*1</sup>
  - (6) Dダイマー<sup>\*2</sup>
  - (7) D011「1」A B O血液型、R h (D) 血液型
  - (8) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導
- ③ 入院時一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。
- (1) D000 尿中一般物質定性半定量検査
  - (2) D005「3」末梢血液像(自動機械法)、「6」末梢血液像(鏡検法)
  - (3) D005「5」末梢血液一般検査
  - (4) D015「1」C反応性蛋白(C R P)定性、C反応性蛋白(C R P)
  - (5) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導
- ④ 入院時一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
- (1) D003「5」糞便中ヘモグロビン定性、「7」糞便中ヘモグロビン
  - (2) D005「2」網赤血球数(レチクロ)

## ○ 取扱いを作成した根拠等

日常初期診療における基本的検査については、日本臨床検査医学会のガイドライン<sup>\*3</sup>において「問診・診察所見をもとに迅速に結果が得られる比較的簡便な基本的検査を診察の一部として必要に応じ選択し、診察所見と検査所見を総合的に評価し、どの系統の疾患ないし病態かを推定し、仮の診断を行うこと」と示されており、「基本的検査」として上記①および③の検査が掲げられている。

そのうえで、「次に患者の問題点を明確化し、問題解決に必要な診察と並行して臓器系統別検査を行う。さらに必要ならば診断確定のための検査を追加

すること」とされており、②および④の検査がこれに該当する。

したがって、上記の基本的検査として①および③は一般検査として必要と考えられる。一方、②および④は基本的検査に加え、個々の病態に応じて実施されることから、初診時または入院時の一般的検査として、実施することは医学的必要性は低いと考えられる。

以上のことから、初診時の一般検査については、①の検査の算定は原則として認められるが、関連する傷病名のない場合の②の検査は原則として認められないと判断した。また、入院時の一般検査については、③の検査の算定は原則として認められるが、関連する傷病名のない場合の④の検査は原則として認められないと判断した。

- (※1) D001「7」フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿)、D006「11」フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)半定量、フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定量
- (※2) D006「14」Dダイマー定性、「15」Dダイマー半定量、「17」Dダイマー
- (※3) 臨床検査のガイドライン JSLM2021(日本臨床検査医学会)

## 【 検査 】

## 397 マイコプラズマ抗体（肺炎、気管支炎等）の算定について

《令和6年12月27日》

## ○ 取扱い

マイコプラズマ感染症（疑い含む。）のない次の傷病名に対するD012「4」マイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量の算定は、原則として認められない。

- (1) 肺炎（成人）
- (2) 気管支炎
- (3) 慢性呼吸不全
- (4) 肺結核
- (5) 肺気腫
- (6) 気管支喘息

## ○ 取扱いを作成した根拠等

マイコプラズマ感染症は、*Mycoplasma pneumoniae*によって引き起こされる小児や若年成人の上気道炎、気管支炎、肺炎の原因として比較的多く見られる。

また、マイコプラズマ抗体定性及びマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ感染の診断補助に用いられる検査である。

したがって、これらの検査を算定するに当たっては、マイコプラズマ感染の診断目的で実施されたことが明確である必要がある。

以上のことから、マイコプラズマ感染症（疑い含む。）のない上記の(1)から(6)の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

## 【 検査 】

## 398 マイコプラズマ抗原、核酸検出（肺炎、気管支炎等）の算定について

《令和6年12月27日》

## ○ 取扱い

マイコプラズマ感染症（疑い含む。）のない次の傷病名に対するD012「26」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）、「34」マイコプラズマ抗原定性（FA法）又はD023「6」マイコプラズマ核酸検出の算定は、原則として認められない。

- (1) 肺炎
- (2) 気管支炎
- (3) 慢性呼吸不全
- (4) 肺結核
- (5) 肺気腫
- (6) 気管支喘息

## ○ 取扱いを作成した根拠等

マイコプラズマ感染症は、*Mycoplasma pneumoniae*によって引き起こされる小児や若年成人の上気道炎、気管支炎、肺炎の原因として比較的多く見られる。

また、マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）、マイコプラズマ抗原定性（FA法）、マイコプラズマ核酸検出は、いずれもマイコプラズマ感染の診断に用いられる検査である。

したがって、これらの検査を算定するに当たっては、マイコプラズマ感染の診断目的で実施されたことが明確である必要がある。

以上のことから、マイコプラズマ感染症（疑い含む。）のない上記の(1)から(6)の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

**【 投薬 】****410 プロピオン酸系抗炎症薬（適応傷病名と潰瘍治療薬投与中の胃潰瘍  
又は十二指腸潰瘍）の算定について**

《令和6年12月27日》

**○ 取扱い**

適応傷病名と潰瘍治療薬投与中の胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の傷病名がある患者に対するプロピオン酸系抗炎症薬（ロキソプロフェンナトリウム錠（ロキソニン錠等）又はプラノプロフェン（プラノプロフェンカプセル等））の算定は、原則として認められる。

**○ 取扱いを作成した根拠等**

プロピオン酸系抗炎症薬（ロキソプロフェンナトリウム錠（ロキソニン錠等）やプラノプロフェン（プラノプロフェンカプセル等））は、プロスタグランジン生合成抑制作用等により、解熱、鎮痛、抗炎症効果を発揮する医薬品である。

その作用により、胃の血流量が減少し消化性潰瘍が悪化することがあるため、消化性潰瘍のある患者には禁忌とされている。一方、潰瘍治療薬（胃酸抑制及び胃粘膜保護）の作用によって、潰瘍の経過（ステージ分類）は、急性期以降、治癒過程へ向かうと示されており、胃血流減少による治癒過程への影響は小さいと考えられることから、適応傷病名に対する解熱、鎮痛、抗炎症目的で当該医薬品の投与が優先されることが多い。

以上のことから、適応傷病名と潰瘍治療薬投与中の胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の傷病名がある患者に対するこれらの医薬品の算定は、原則として認められると判断した。

**【 投薬 】****4 1 3 アシクロビルとビダラビンの併用投与（口唇ヘルペス等）について**

《令和6年12月27日》

**○ 取扱い**

口唇ヘルペス又は外陰部ヘルペスに対するアシクロビル【内服薬】（ゾビラックス錠等）とビダラビン【外用薬】（アラセナ-A軟膏等）の併用投与は、原則として認められる。

**○ 取扱いを作成した根拠等**

ゾビラックス錠とアラセナ-A軟膏3%の添付文書の効能・効果には「単純疱疹」がある。口唇ヘルペスと性器（外陰部）ヘルペスは、共に単純ヘルペス（単純疱疹）の一種で、前者は主に単純ヘルペスウイルス1型、後者は単純ヘルペスウイルス2型の感染により発症する。いずれも治療には抗ウイルス薬（内服薬・外用薬）を使用し、初感染時等症状が強い場合は、内服薬と外用薬を併用投与する。

以上のことから、上記傷病名に対するこれらの医薬品の併用投与は、原則として認められると判断した。

## 【 処置 】

## 4 1 9 耳垢栓塞除去（耳垢）の算定について

《令和6年12月27日》

## ○ 取扱い

耳垢に対する J 113 耳垢栓塞除去（複雑なもの）の算定は、原則として認められない。

## ○ 取扱いを作成した根拠等

耳垢栓塞除去（複雑なもの）は、厚生労働省通知<sup>※</sup>に「耳垢水等を用いなければ除去できない耳垢栓塞を、完全に除去した場合に算定する。」と記載されており、また、「簡単な耳垢栓除去は、第1章基本診療料に含まれるものであり、耳垢栓塞除去を算定することはできない。」と記載されている。

単に耳垢の場合、その除去は上記通知より簡単な耳垢栓除去に該当し、処置料は基本診療料に含まれると解釈することが妥当である。

以上のことから、耳垢に対する J 113 耳垢栓塞除去（複雑なもの）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について